



2026年4月28日

各 位

会 社 名 ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 副 社 長 宮 崎 洋 一
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
問 い 合 わ せ 先 資 本 関 連 事 業 部 長 森 山 由 英
(T E L . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1)

自己株式の公開買付けの結果ならびに自己株式の取得終了および消却に関するお知らせ

当社は、2026年3月30日付の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2026年3月31日より本自己株公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本自己株公開買付けが2026年4月27日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。2026年3月30日付の取締役会の決議に代わる書面決議に基づく自己株式の取得については、これもちまして終了いたしました。

また、2025年6月3日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決定いたしました。消却予定日に関しましては、本自己株公開買付けの決済が完了した日が含まれる四半期の末日（当該日が銀行営業日以外の日に当たるときは、その前銀行営業日）を予定している旨をお知らせしておりましたが、本自己株公開買付けの決済日が2026年5月25日となることから、当該日を含む四半期の末日である2026年6月30日が消却日となりま

すことをお知らせいたします。

記

I. 自己株式の公開買付けの結果

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

①買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2026年3月31日（火曜日）から2026年4月27日（月曜日）まで（20営業日）

②公開買付開始公告

2026年3月31日（火曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、3,067 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日
2026 年 5 月 25 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本自己株公開買付けによる買付け等の通知書を本自己株公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本自己株公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）本自己株公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本自己株公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第38項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本自己株公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村証券株式会社であるときは、本自己株公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	1,192,330,920株	一株	1,193,574,956株	1,192,330,962株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（1,192,330,920株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないこととし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たなかったため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行いました。

(ご参考)

本自己株公開買付けには、株式会社豊田自動織機（以下「豊田自動織機」といいます。）が所有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）1,192,330,920株（所有割合（注）：9.15%）を応募しておりましたが、上記のあん分比例の方式による計算の結果、本自己株公開買付け後に豊田自動織機に1,242,720株（所有割合：0.01%）の当社普通株式の残存が生じることになります。2026年3月30日に公表した「自己株式の公開買付け及び自己株式の取得に関するお知らせ」に記載のとおり、トヨタ不動産株式会社としては、応募株券等の数が買付予定数を超え、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの認識ですが、現時点で決定した事実はありません。

（注）「所有割合」とは、当社が2026年2月6日に公表した「2026年3月期第3四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数（15,794,987,460株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（2,761,600,733株）を控除した株式数（13,033,386,727株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所名古屋市中区栄三丁目8番20号

II. 自己株式の取得終了

1. 取得した株式の種類：当社普通株式
2. 取得した株式の総数：1,192,330,962株
3. 株式の取得価額の総額：3,656,879,060,454円
4. 取得期間：2026年3月31日～2026年4月27日
5. 取得方法：公開買付けの方法による

なお、本自己株公開買付けの終了をもって、2026年3月30日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議による、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

1. 2026年3月30日付の取締役会の決議に代わる書面決議において決議された自己株式取得
 - (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得しうる株式の総数 1,192,331,020株（上限）
 - (3) 株式の取得価額の総額 4,341,277,243,820円（上限）
 - (4) 取得期間 2026年3月31日～2026年6月30日
2. 上記書面決議に基づき取得した自己株式の累計（2026年4月28日現在）
 - (1) 取得した株式の総数：1,192,330,962株
 - (2) 株式の取得価額の総額：3,656,879,060,454円

III. 自己株式の消却

1. 消却する株式の種類 当社普通株式
2. 消却する株式の数 1,200,000,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 7.60%)

3. 消却予定日

2026年6月30日

(ご参考)

2026年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 13,033,931,974株

自己株式数 2,761,055,486株(※)

※単元未満株式の買取請求により取得した自己株式などが含まれております。なお、株式付与ESOP信託が保有する当社株式は含まれておりません。

以 上